



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 6月29日 金曜日 第2988号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則.....（水産課）... 514

告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 517

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 517

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 517

愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....（土木管理課技術企画室）... 517

都市計画事業の認可.....（都市整備課）... 517

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 517

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 518

土地改良区役員の仕事の変更の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 518

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線外）.....（中予地方局管理課）... 518

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（経営支援課）... 518

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 520

実大木材強度試験機の購入.....（会計課）... 520

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成 8 年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（採捕数量等の報告者）</p> <p>第 2 条 法第17条第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる漁業であって愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）が適用される海域において操業するもの及びくろまぐろをとる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（採捕数量等の報告の方法）</p> <p>第 3 条 採捕数量等の報告は、次に掲げる第一種特定海洋生物資源に係る毎月の陸揚げされた採捕の数量（くろまぐろの養殖用種苗の採捕にあつては、移送用の仮生けす等に入れた数量とする。以下同じ。）について、翌月の10日までに採捕数量等報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(1) くろまぐろ</p>	<p>（採捕数量等の報告者）</p> <p>第 2 条 法第17条第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる漁業であつて愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）が適用される海域において操業するもの _____ を営む者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（採捕数量等の報告の方法）</p> <p>第 3 条 採捕数量等の報告は、次に掲げる第一種特定海洋生物資源に係る毎月の陸揚げされた採捕の数量 _____ について、翌月の10日までに採捕数量等報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</p>

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

2 前項の規定にかかわらず、知事が法第8条第2項の規定による公表をした場合における当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源の採捕数量等の報告は、当該公表の日から当該公表に係る第一種特定海洋生物資源知事管理量による管理の対象となる期間の末日までの間は、当該第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとの当該第一種特定海洋生物資源の陸揚げされた採捕の数量について、その日から3日以内に採捕数量等報告書を提出して行わなければならない。

3 省略

様式第1号(第3条、第5条関係) 採捕数量等報告書

様式第1号(その2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの場合

省略

注 省略

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、知事が法第8条第2項の規定による公表をした場合における当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源の採捕数量等の報告は、当該公表の日からその年

の末日までの間は、当該第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとの当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量について、その日から3日以内に採捕数量等報告書を提出して行わなければならない。

3 省略

様式第1号(第3条、第5条関係) 採捕数量等報告書

省略

注 省略

第2条 愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第1号(その2)の前に次のように加える。

様式第1号(その1) くろまぐろの場合

採捕数量等報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

船舶の名称		漁船登録番号		船舶の総トン数			
漁業の許可・承認・免許番号							
陸揚げ年月日	採捕の方法	採捕の数量					備考
		銘柄	鮮魚		養殖用種苗		
			30キログラム未満	30キログラム以上	尾数	平均魚体重	
・	・		キログラム	キログラム	尾	キログラム	
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
合	計						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第655号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇 和 島 市	平成33年6月27日まで

○愛媛県告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
フロンティア薬局 大洲中央店	大洲市田口甲86 - 1番地 大洲中央ビル103号	株式会社 フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年5月1日

○愛媛県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、鬼北町吉波、西仲、東仲、内深田、北川及び松野町吉野、豊岡地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業 鬼北・松野地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年7月2日から30日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁及び松野町役場本庁

き、次のように都市計画事業を認可した。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称

四国中央市

2 都市計画事業の種類及び名称

四国中央都市計画道路事業

3・5・8号 塩谷小山線

3・6・10号 川の江山田井線

3 事業施行期間

平成30年6月29日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県四国中央市川の江町字密蔵防、字松の木、字枯木及び字中田道西地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第658号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課及び土木部土木管理土木管理課並びに各地方局産業経済部産業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務用地管理課及び愛南土木事務用地管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第660号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）中井出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年6月29日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）中井出地区）の計画書の写し

(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

○愛媛県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づ

平成30年 6月30日から 7月30日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第661号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）木ノ川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年 6月29日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）木ノ川地区）の計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成30年 6月30日から 7月30日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市蒼社川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 6月29日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

○愛媛県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成30年 6月29日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

役員の種類	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	古谷修蔵	伊予郡松前町大字永田101番地2	伊予郡松前町大字永田101番地1

○愛媛県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	松山市高岡町149番2地先から同町141番2地先まで	平成30年 6月29日
"	松山空港線	松山市高岡町74番1地先から同町151番1	"

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 6月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長						主幹	部長

経営 支 援 課	1～23 省略					
	24 中小 企業に おける 経営の 承継の 円滑化 に 関する 法律 の 施行 に 関 する 事 務	1 中小企業者の事業活動の継続の支障に関すること。				
		(1) 認定（第12条第1項、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条第10項）				
		(2) 認定の取消し（省令第9条第1項から第9項まで、第15項）				
	2 省略					
	3 経済産業大臣に対する情報の提供（省令第7条第11項、第9条第16項、第12条第32項、第13条第9項、第13条の2第7項、第17条第5項、第18条第8項、第19条第4項、第20条第15項）					
	4 第一種経営承継受贈者等に係る書類の受理（省令第9条第10項から第13項まで、第10条第9項、第11条第9項）					
	5 第一種特別贈与認定中小企業者等からの報告の処理（省令第12条第1項、第3項、第5項、第7項、第9項から第11項まで、第14項から第31項まで）					
	6 第一種経営承継贈与者等の相続の開始に関すること。	(1) 確認（省令第13条第1項、第3項から第6項まで）				
		(2) 確認の取消し（省令第13条第7項、第8項）				
7 災害等により被害を受けた中小企業者に関すること。						
	(1) 確認（省令第13条の2第1項、第3項、第4項）					
	(2) 確認の取消し（省令第13条の2第5項、第6項）					
8 特定贈与認定中小企業者等からの報告の受理（省令第13条の3第2項、第5項、第13項、第14項）						

経営 支 援 課	1～23 省略					
	24 中小 企業に おける 経営の 承継の 円滑化 に 関する 法律 の 施行 に 関 する 事 務	1 中小企業者の事業活動の継続の支障に関すること。				
		(1) 認定（第12条第1項、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条第4項）				
		(2) 認定の取消し（省令第9条第1項から第3項まで、第6項）				
	2 省略					
	3 経済産業大臣に対する情報の提供（省令第7条第5項、第9条第7項、第12条第15項、第13条第6項、第13条の2第6項、第16条第4項、第17条第5項、第18条第4項）					
	4 経営承継受贈者等 _____ に係る書類の受理（省令第9条第4項、第10条第3項、第11条第3項 _____）					
	5 特別贈与認定中小企業者等 _____ からの報告の処理（省令第12条第1項、第3項、第5項、第7項、第9項から第11項まで、第14項 _____）					
	6 経営承継贈与者 _____ の相続の開始に関すること。	(1) 確認（省令第13条第1項、第3項 _____）				
		(2) 確認の取消し（省令第13条第4項、第5項）				
7 災害等により被害を受けた中小企業者に関すること。						
	(1) 確認（省令第13条の2第1項、第3項 _____）					
	(2) 確認の取消し（省令第13条の2第4項、第5項）					
8 特定贈与認定中小企業者等からの報告の受理（省令第13条の3第2項、第5項 _____）						

9	指導及び助言の要件に関する こと。					
(1)	確認（省令第17条第1 項、第4項）					
(2)	変更の確認（省令第18条 第1項から第4項まで、第 7項）					
(3)	確認の取消し（省令第19 条第1項、第3項）					
10	特例承継計画に係る報告の 確認（省令第20条第1項、第 2項、第8項から第14項ま で）					

9	指導及び助言の要件に関する こと。					
(1)	確認（省令第16条第1 項、第3項）					
(2)	変更の確認（省令第17条 第1項、第2項、第4項 ）					
(3)	確認の取消し（省令第18 条第1項、第3項）					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年6月15日あったので公表する。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 (1) 平成30年度夏季一時金に関する事項
(2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
(3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 2 日時 平成30年7月2日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年6月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
実大木材強度試験機の購入
 - (2) 購入物品名及び数量
実大木材強度試験機 1機
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
 - (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限
平成31年3月25日（月）
- (5) 納入場所
愛媛県農林水産研究所林業研究センター
（愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地280 - 38）
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - 知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
 - (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成30年8月9日(木)午前9時から同月10日(金)午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成30年8月10日(金)午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月10日(金)午前10時

愛媛県総務部入札室兼会議室 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成30年8月3日(金)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Testing machine for timber structural elements , 1

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 10 August 2018

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury

Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho ,

Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156